ざいりゅうしかく しゅとく

在留資格の 取得

にほん う にほんこくせき あか にほん す ざいりゅうしかく ひつよう 日本で 生まれて、日本国籍が ない 赤ちゃんが 日本に 住むとき、在留資格が 必要です。

う ひ にち す まえ しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく てつづ 生まれた 日から 30日が 過ぎる前に 出 入 国 在 留 管理 局 で 手続きを して ください。

 b^{b} う にち b^{i} にほん で ざいりゅうしかく 赤ちゃんが 生まれてから 60日の 間に 日本から 出ていく ときは、在 留 資格 は いりません。

う あか りょうしん がいこくせき う あか ざいりゅうしかく 生まれた 赤ちゃんの 両親が 外国籍 のとき、生まれた 赤ちゃんにも 在留資格が ひつよう 必要です。

にゅうこくかんりきょく もう こ にち にほん で とき ざいりゅうしかく 入国管理局に 申し込んで ください。(60日までに 日本を 出る 時は、在留資格はいりません。)

ばすぼーと ざいりゅうしかく とる てつづ パスポートを もって いなくても、在 留資格を 取る 手続きを してください。

nい がいこくせき ようよ こども う とき 例:外国籍の 夫婦に 子供が 生まれた 時 など

ひつよう しょるい

○ 必要な 書類

ざいりゅうしかく ざいりゅうじょうきょう ていしゅつ しょるい ちが 在留資格と 在留状況によって、提出する書類が違います。

**** おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょくこうべしきょく 大阪出入国在留管理局神戸支局 078-391-6377

じゅうしょ こうべ しちゅうおう くかいがんどおり こうべ ちほうごうどうちょうしゃ (住所) 神戸市 中 央区海岸 通 29 神戸地方 合同 庁 舎